簡易再生

令和８年（再）第１８号

東京都港区新橋三丁目６番４号日吉ビル６階
再生債務者　弁護士法人ＩＺＸ
1　主文　本件について簡易再生の決定をする。
2　債権者集会の期日　令和８年10月７日午前11時30分
3　議決権不統一行使の通知期限　令和８年９月30日まで
4　再生計画案
第１　権利の変更及び弁済方法
1　権利変更の一般的基準
⑴　権利の変更１
再生債権の元本並びに再生手続開始決定日の前日までの利息及び遅延損害金の合計額の９５．６８０９６４％の免除を受けるものとするが、別紙１（略）記載の再生債権に対しては、２８５７万１７３８円をもって、同表「弁済基準額」の構成比（債権額割合）にて、後記⑷の方法によって弁済し、残元本及び再生手続開始後の利息、遅延損害金、損害賠償及び違約金、並びに再生手続参加の費用の各請求権の全額について免除を受ける。
ただし、後記⑷イの追加弁済を行う場合は、当初の免除については、追加弁済の範囲において遡及的にその効力を失う。
⑵　権利の変更２
別紙２（略）の再生債権者は、再生債権全額について免除を受ける。
⑶　効力発生日
前記⑴及び前記⑵の効力発生日は、再生計画認可決定が確定した日とする。
⑷　弁済方法
ア　基本弁済
前記⑴による権利変更後の債権額を、再生計画認可決定が確定した日から１か月以内で再生債務者が別途指定する日（令和８年１１月末日以降を予定している。）に実施する。
イ　追加弁済
換価未了の残余財産の処分等による換価が終了し、再生債務者が保有する現預金から清算費用を控除してもなお残額が存するときには、これを原資として債権額按分にて弁済するものとするが、別紙１（略）記載の再生債権（以下「本金融債権者」という。）に対しては、別紙１（略）の「弁済基準額」の構成比（債権額割合）にて弁済する。
⑸　その他の弁済の方法
ア　本再生計画案に基づく各弁済における各弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
イ　本再生計画案に基づく再生債権者への弁済は、再生債権者が指定する金融機関の預貯金口座に振込送金する方法により支払う（振込手数料は再生債務者の負担とする。）。ただし、再生債務者が別途指定する日までに金融機関の預貯金口座を指定しなかった再生債権者に対しては、再生債務者の本店において支払う。
第２　別除権を有する者の権利に関する定め
本再生計画案提出時において、別除権付再生債権は存在しない。
第３　共益債権の弁済に関する条項
共益債権で未払のものは存在しない。なお、今後発生する共益債権は随時弁済する。
第４　一般優先債権に関する条項
一般優先債権で未払のものは存在しない。なお、今後発生する一般優先債権は随時弁済する。
令和８年９月９日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第３０号

秋田市楢山太田町７番17号
再生債務者　佐々木　春樹
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月１日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月15日から令和８年10月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１４８号

千葉県船橋市飯山満町３丁目1520番地６　ライオンズガーデン薬園台304号
再生債務者　村瀬　誠将
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月１日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月20日から令和８年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第７０号

神奈川県平塚市土屋531番地の８
再生債務者　山岸剣志郎
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月１日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月15日から令和８年10月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第７４号

神奈川県南足柄市和田河原1207番地７
再生債務者　坂本　郁朗
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月１日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月15日から令和８年10月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第８４号

神奈川県厚木市山際971番地10
再生債務者　菅原　尚代
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月１日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月15日から令和８年10月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第１７７号

愛知県小牧市大字岩崎1111番地
再生債務者　丹羽　達也
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月１日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月８日から令和８年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１９３号

愛知県瀬戸市美濃池町38番地の４
再生債務者　岡本　　涼
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月１日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月８日から令和８年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１１号

鳥取県鳥取市西品治322番地16
再生債務者　森本　美保
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月16日から令和８年10月23日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１８号

鳥取県米子市錦町２丁目64番地４
再生債務者　安田　　学
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月16日から令和８年10月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（再イ）第２３号

鳥取県日野郡日南町福寿実1095番地１
再生債務者　田村　宙司
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月16日から令和８年10月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部